

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年5月8日（水）午後4時00分～午後4時43分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（14名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭
14番	石原	孝之

4 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

5 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画の決定の件
- (5) その他

6 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、5月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、5月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により6番 大濱 秀弥 委員、7番 折谷 秀幸 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和6年5月8日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は3,313.00㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町藤塚〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町泊〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町藤塚〇〇〇番外1筆、地目は田、2筆、合計3,313.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

弓野良子委員、青木清美委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、藤塚地内、譲受人の自宅から約200m、車で約2分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、耕作をしております、今後も適正に管理・耕作されると思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思われま。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願いいいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思われま、当事者である〇〇〇委員におかれまは、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
弓野良子委員と青木清美委員から意見書をいただいておりますので、弓野良子委員から意見を願います。

弓野委員 譲渡人については、先般、お姉さんを亡くされ、本人も高齢のため、土地の整理を検討されていたところ、以前より、耕作を任せていた譲受人に打診したところ、了解を得られて、今回の申請に至ったものであります。
なお、許可基準等については、事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま。

会 長 続きまして、青木清美委員いかがでしょうか。

青木委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。
それでは、〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 3ページをご覧ください。
議案第2号「農地法第4条・第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規定により意見を求めま。

令和6年5月8日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

4条1件、5条1件です。

議案第2号の1番、4条の案件です。

1番 申請人は、「埼玉県川口市南鳩ヶ谷三丁目〇〇番〇〇—〇〇〇号、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町笹川字尻江〇〇〇〇番〇外2筆、地目は3筆とも畑で、158.67㎡です。

現況は、宅地です。

転用目的は、通行用地です。

折谷秀幸委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページ左側をご覧ください。

笹川地区笹川地内です。

地区内を走る県道田中横尾線の消防団車庫から東に少し入ったところに位置しています。

申請者は、現在、71歳で、埼玉県に32年間住んでおられます。

申請者の所有建物は、昭和3年に祖父が当時の既存建物に倉庫と物置を合体させたものです。

申請地は、両親が畑でトマト、キュウリ、大根などを耕作していましたが、平成17年の5月に高齢のために耕作をやめ、父親によって雑草が生えないようにコンクリートを打設されました。

現在は、帰省の際に建物の清掃や草刈りをするための通行用地として使用されています。

埼玉県に居住して長くなることから、将来のことを考えられ、申請地は所有物件とともに売却される方向で検討されており、今回の申請に至ったものであります。

申請地は、コンクリート舗装が施されていますが、周りに水路もあることから、雨水処理は適正で隣接地には被害がないと認められます。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

農地区分につきましては、申請地は住宅や道路に挟まれた狭小農地で2種農地と判断します。

朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

3ページにお戻りください。

議案第2号の2番は、5条の案件です。

2番 譲受人は、「朝日町沼保〇〇〇番地、〇〇 〇〇さん」です。

2番 譲渡人は、「朝日町東草野〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町東草野字南田〇〇〇〇番〇、地目は田で、312.00㎡、転用目的は共同住宅敷地です。

荒尾和彦委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、4ページ右側をご覧ください。

泊地区の東草野地内の町道泊環状線沿いで、泊郵便局の東隣に位置します。

譲受人は、当該申請地とその土地上に存在する共同住宅を合わせて購入予定であります。

申請地は、昭和55年12月に賃貸用の共同住宅とするために、譲渡人の父である〇〇 〇〇〇さんが建築されました。

令和4年に譲渡人の父が亡くなられ、譲渡人が相続をされましたが、地目が田であることを知らずにおられました。

この度の売買により、地目が田のままであることを知り、使用形態に合わせて、是正するものであります。

申請地は、隣地境界に擁壁が施工されているとともに、コンクリート舗装が施され

ており、雨水処理は適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域である3種農地です。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

また、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、第4条及び第5条の規定による許可申請の件として、2件、畑3筆、田1筆、合計470.67㎡、となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思
います。

折谷秀幸委員から意見書をいただいておりますので、報告願います。

折谷委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま
す。

会 長 議案第2号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありま
せんか。

会 長 地図上で、申請地に隣接している白色のところは何か。

事 務 局 畑となっているが、奥にある住宅への通路としても使用されている。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の1番の議案につきまして申請どおり県へ
進達いたします。

会 長 次に、議案第2号の2番の議案につきまして、審議したいと思
います。
私から意見書を提出しておりますので、報告いたします。

会 長 現地を確認したところ、隣地境界には擁壁が施され、建物の他はコンクリート舗装
されているため、雨水処理は適正であると思われま
す。

なお、違反転用状態が40数年にも渡っているが、その間、近隣からの苦情もなく、
始末書の添付があることから、この転用は適当と判断いたしました。

また、私に意見書の提出を求めに来られたときには、土地改良区からの同意書がな
く、申請中であると伺っていたが、先ほどの事務局からの説明にもあったが、土地改
良区からの同意書が添付されているとのことから、問題はないものと思われま
す。

会 長 議案第2号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありま
せんか。

水島委員 申請地に建物を建設した際に、確認申請はなかったのか。

会 長 確認申請自体はあったが、建物の建設当時は、現在のような基準に改正される前であったものと思われます。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の2番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、9ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものみの構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は7件となり、

田：27筆：29,764.35㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、8ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、7件、29,764.35㎡、うち再設定を含む申請は、5件、19,020.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各7件、29,764.35㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、2件、17,422.35㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、12ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は7件となり、

田：27筆：29,764.35㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、12ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、7件、29,764.35㎡、うち再設定を含む申請が、5件、19,020.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各7件、29,764.35㎡のうち、貸し手は全て公社になっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第3号及び第4号については、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第3号及び議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…6月5日(水) 16:00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして5月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時43分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員